

平成29年度

宮城県地域防災計画の修正について

〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕

【目次】

- | | |
|-------------|-----|
| 1 修正の経緯 | … 1 |
| 2 主な修正点について | … 3 |

平成30年2月時点
宮城県

1 修正の経緯 ー 概要図 ー



- H12 宮城県沖地震の長期評価公表
- H13 長町・利府線断層帯長期評価公表
- H17 宮城県沖地震を想定した強震動の評価(一部修正版)
- H20 日本海溝・千島海溝周辺海溝型の地震防災戦略

減災目標(地域目標)を定めるよう地方公共団体に要請

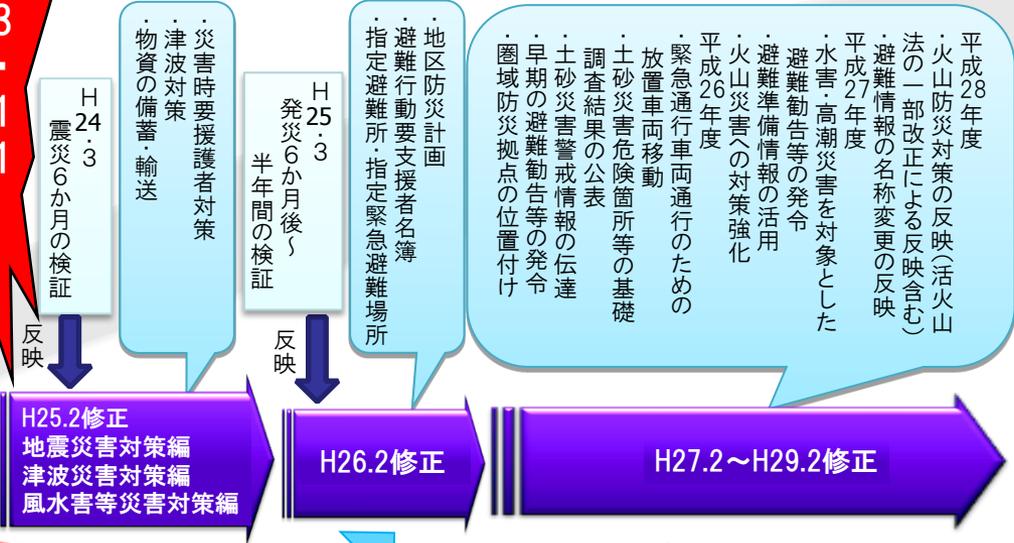
- H22~H23 宮城県第四次地震被害想定調査
- H14~H15 宮城県第三次地震被害想定調査

- 宮城県地域防災計画
- H16.6修正 震災対策編
 - H17.6修正 風水害等災害対策編
 - H18.8策定 日本海溝特措法編

「減災」を基本方針とした防災対策の推進

(「自助・共助・公助」の概念に基づき、県・市町村・防災機関・県民一丸となった取組)

震災後の宮城県地域防災計画の修正状況



- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練実施の義務化
- 港湾管理者、漁港管理者による緊急通行車両の通行確保等
- 津波災害における「避難指示(緊急)」の発令基準の見直し

- 宮城県地域防災計画 H30.2修正(予定)
- 地震災害対策編
 - 津波災害対策編
 - 風水害等災害対策編
 - 原子力災害対策編

●震災後の国の動向

- H23
- 津波対策の推進に関する法律
 - 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門部会報告
 - 津波防災地域づくりに関する法律
- H24
- 災害対策基本法第1弾改正
 - 防災基本計画の修正

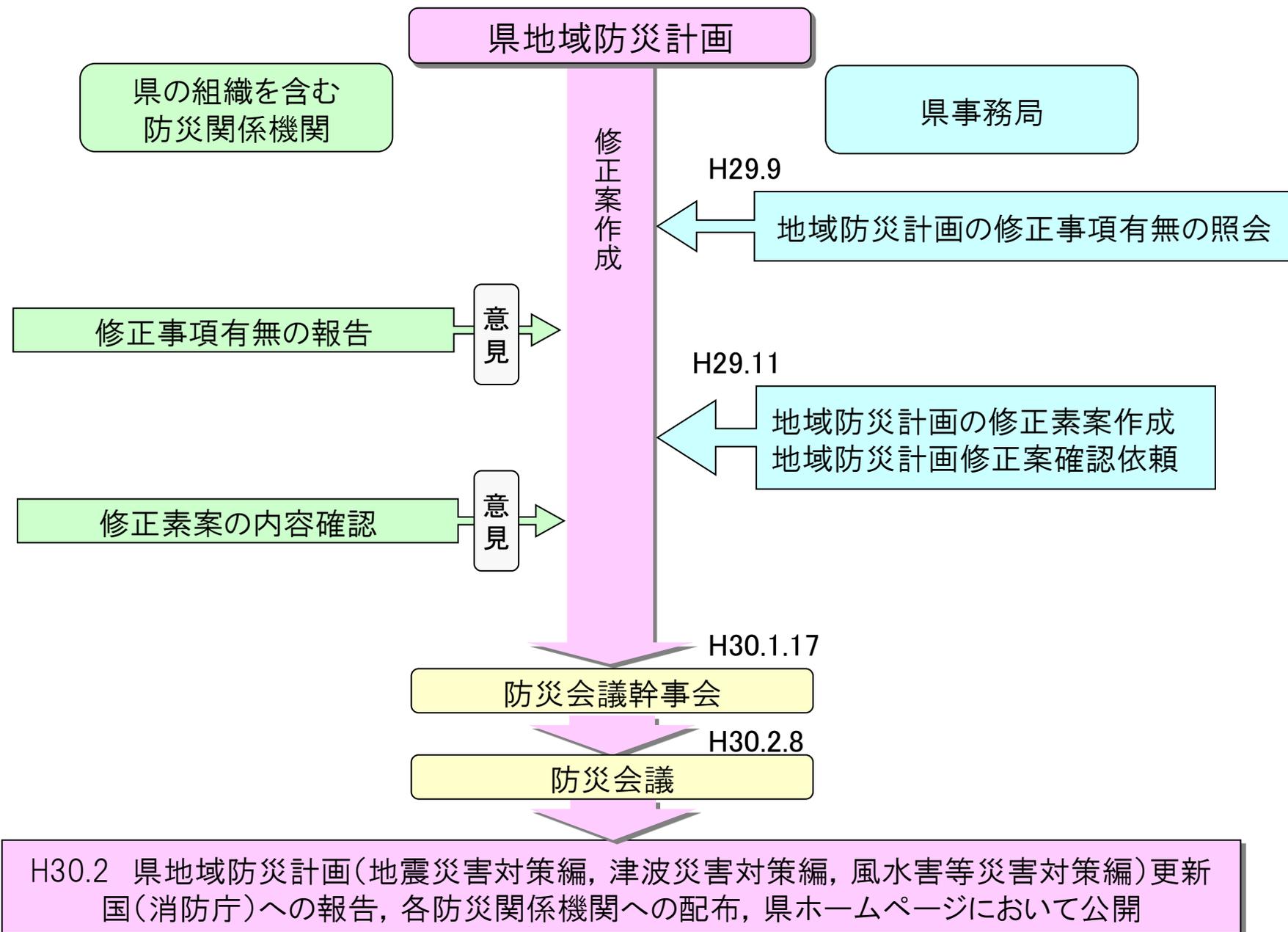
- H25
- 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針
 - 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針
 - 災害対策基本法第2弾改正
 - 大規模災害からの復興に関する法律
 - 防災基本計画の修正

- H26
- 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン
 - 土砂災害防止法改正
 - 災害対策基本法改正
 - 防災基本計画の修正

- H27
- 防災基本計画の修正
 - 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定
- H28
- 活火山特別措置法施行
 - 防災基本計画の修正
 - 避難情報の名称変更

- H29.1 避難勧告等に関するガイドラインの改定
- H29.4 防災基本計画の修正
- H29.6 水防法の一部改正の施行
- H29.10 宮城県津波対策ガイドライン改定

1 修正の経緯 — 県地域防災計画修正の流れ —



2 主な修正点について

1 地震災害対策編，津波災害対策編，風水害等災害対策編共通の修正

防災基本計画の修正の反映

(1) 「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援検討WG報告」等を踏まえた修正

○ 応急的な住まいの確保や生活復興支援

熊本地震での教訓を踏まえ，防災基本計画において住家の被害認定調査や罹災証明書の交付を行う部局をあらかじめ定めること，応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めること等が示されたため，必要な箇所を修正

(地震編第4章第2節 P320, 津波編第4章第2節 P335, 風水害編第4章第2節 P386)

(2) 「平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方(報告)」等を踏まえた修正

○ 災害時の優先業務の絞り込み，全庁を挙げた体制の構築

台風第10号災害の教訓を踏まえ，防災基本計画において，市町村が躊躇無く避難勧告等を発令できるよう，平時より災害時に優先すべき業務の絞り込み，業務を遂行するための役割を分担するなど，全庁をあげた体制の構築に努めるべきことが示されたため，必要な箇所を修正

(地震編第3章第3節 P193, 津波編第2章第15節 P89, 風水害編第2章第16節 P132)

(3) その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正

○ 港湾管理者及び漁港管理者による緊急通行車両の通行確保

災害対策基本法の改正に基づき，防災基本計画において，緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者への命令，運転者不在時の車両の移動等，道路管理者の行う緊急通行車両の通行を確保するための措置について，港湾管理者，漁港管理者についても行うことができることが示されたため，必要な箇所を修正

(地震編第2章第22節 P134, 第3章第10節 P230)

(津波編第2章第22節 P137, 第3章第10節 P242)

(風水害編第2章第15節 P129, 第3章第12節 P265)

避難勧告等に関するガイドライン改定等の反映

(1) 避難勧告等の発令基準等の改正

国の「避難勧告等に関するガイドライン」を反映した避難勧告等の発令基準について、必要箇所を修正

- ・ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的に避難指示(緊急)のみを発令する。
- ・ 避難指示(緊急)の発令対象地域については、大津波警報、津波警報、津波注意報で発表される予想津波高に応じて指定する。

(2) 津波避難ビルの指定要件等の改正

津波避難ビルの構造等の指定要件等について、必要な箇所を修正

(津波編第2章第23節 P142)

(3) 地域の住民等に配慮したハザードマップの作成

津波ハザードマップの作成について、住民等の生活範囲などを考慮した市町村界の外側を含めた地図情報等の表示や基準配色を使用した浸水深の表示等、必要な箇所を修正

(津波編第2章第9節 P65)

2 主な修正点について

3 風水害等災害対策編

1 防災基本計画の修正の反映

(1) その他河川の浸水想定に関する情報

洪水予報河川，水位周知河川に該当しないその他の河川であっても，河川の状況に応じた簡易な方法も用いて市町村等へ浸水想定を提供するよう努める旨が示されたため，必要な箇所を修正

(風水害編第2章第1節 P28)

2 水防法や土砂災害防止法の改正の反映

(1) 避難確保計画の作成

洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり，かつ市町村の地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の避難確保計画の作成を義務化及びその計画に基づいた避難訓練の実施を義務化する規定が新設されたことに伴い，必要な記述を追記

(風水害編第2章第9節 P86)

(2) 避難確保計画作成を促す市町村の措置

避難確保計画を作成する義務のある要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を策定しない場合，市町村は施設に対して必要な指示を行い，指示に従わない場合には，施設名を公表することができる規定が新設されたことに伴い，必要な記述を追記

(風水害編第2章第9節 P86)

3 その他の修正

(1) 農業用ため池のハザードマップ策定支援

新たに市町村，施設管理者に対して，防災重点ため池のハザードマップ作成や公表に向けた支援を実施することに伴い，必要な記述を追記

(風水害編第2章第1節 P29)